

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県民栄誉賞表彰規則(人事課)

### 公布された規則のあらまし

◇鳥取県民栄誉賞表彰規則

#### 一 目的(第一条関係)

この規則は、広く県民に敬愛され、社会に明るい希望と活力を与えるとともに鳥取県の名を高めることに顕著な功績があったものについて、その栄誉をたたえて表彰し、もって県民の郷土意識の高揚に資することを目的とする事とした。

#### 二 表彰の対象(第二条関係)

表彰は、知事が一の目的に照らして表彰することを適当と認めるものに対して行うこととした。

#### 三 表彰者(第三条関係)

表彰は、知事が行うこととした。

#### 四 表彰の方法(第四条関係)

1 表彰は、県民栄誉賞を授与して行うこととした。

2 県民栄誉賞は、表彰状とすることとした。

3 表彰に当たっては、記念品を添えることができることとした。

#### 五 表彰の時期(第五条関係)

表彰は随時行うこととした。

#### 六 雑則(第六条関係)

この規則の施行に関し必要な事項は知事が別に定めることとした。

#### 七 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県民栄誉賞表彰規則をここに公布する。

平成四年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十号

鳥取県民栄誉賞表彰規則

(目的)

第一条 この規則は、広く県民に敬愛され、社会に明るい希望と活力を与えるとともに鳥取県の名を高めることに顕著な功績があったものについて、その栄誉をたたえて表彰し、もって県民の郷土意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第二条 前条の表彰(以下「表彰」という。)は、知事が前条の目的に照らして表彰することを適当と認めるものに対して行う。

(表彰者)

第三条 表彰は、知事が行う。

(表彰の方法)

第四条 表彰は、県民栄誉賞を授与して行う。

2 県民栄誉賞は、表彰状とする。

3 表彰に当たっては、記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第五条 表彰は、随時行う。

(雑則)

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。